

21高農基第920号  
平成22年3月4日

農業振興部長 様

高知県農業農村整備事業計画審査会委員長  
( 農業振興部副部長 八百屋 市男 )

### 高知県農業農村整備事業計画審査会の審査結果について

高知県農業農村整備事業計画審査会は、農業基盤課が所管する農業農村整備事業のうち、「農業農村整備事業計画変更取扱要領」第3の2に該当する事業計画の変更地区2件の審査を、平成22年2月10日に行い、下記のとおり審査結果をとりまとめましたので、「高知県農業農村整備事業計画審査会設置要領」第4の3に基づき報告します。

### 記

「西地」地区及び「山株」地区県営ため池等整備事業の変更計画については、計画変更の必要性、有効性等について審査し、妥当であると判断する。

以下、審議結果の概要を付記します。

---

【事業名】ため池等整備事業（県営）

【地区名】西地（にしじ）

【市町村名】室戸市

【事業費】260,000⇒360,000千円

【負担割合】国50% 県40% 市10%

[説明者：安芸農業振興センター]

---

【計画変更内容説明（事務局）】

- ・工事実施に当たり詳細な調査ボーリング及び現場透水試験を行った結果、基礎岩盤の透水係数が大きく、基準の水密性を確保するために、岩盤グラウト工の施工本数84本、施工延長で865mの増となり、41,000千円の増額となる。
- ・土取場についても、当初の予定地について調査を行ったが、コア材について必要量が確保できないことが判明し、周辺を再調査し土取場を決定した。この変更により、運搬道路の拡幅、舗装の復旧及び運搬距離が増となり、36,000千円の増額となる。
- ・残土処理場については、地権者と協議を行ったが同意が得られず、変更せざるを得ない状況となり、周辺を再調査し残土処理場を決定した。この変更により、残土処理に伴う既設排水路の付け替えが必要となるとともに、運搬距離が増となり、9,000千円の増額となる。
- ・これらの工事内容の変更に伴い、事業費が全体で100,000千円の増額となるため、計画変更を行いたい。
- ・なお、これらの変更内容については、地元関係者及び室戸市に説明を行って合意を得ている。

【審査会意見】

- ・本地区の計画変更を認める。

---

【事業名】ため池等整備事業（県営）

【地区名】山株（やまかぶ）

【市町村名】四万十町

【事業費】452,000⇒690,000千円

【負担割合】国 50% 県 40% 町 10%

[説明者：須崎農業振興センター]

---

【計画変更内容説明（事務局）】

- ・工事実施に当たり詳細な調査ボーリング及び現場透水試験を行った結果、兩岸の地山に透水性の層が分布していることが判明し、兩岸袖部に遮水工法が必要となり、グラウト工の施工本数 65 本、施工延長で 822mの増となり、37,080 千円の増額となる。
- ・洪水吐工については、現地にて詳細調査を行った結果、新たな石積みの抜け落ちや底部に空隙が確認されるなど老朽化が進んでおり、施工延長で 30.9mの増となり、30,320 千円の増額となる。
- ・堤体盛土については、当初、国土交通省の提供により調達する計画であったが、土質試験の結果コア材に適さないことが判明し、近傍の山から採取することとした。この変更により、盛土材採取後の切土法面処理が必要となり、57,723 千円の増額となる。
- ・仮設道路工については、山切と盛土土羽による拡幅を予定していたが、現地調査を行った結果、地形が極めて急峻で岩質が脆かった為、補強土壁工を 315m施工する計画に変更し、66,000 千円の増額となる。
- ・これらの工事内容の変更に伴い、事業費が全体で 238,000 千円の増額となるため、計画変更を行いたい。
- ・なお、これらの変更内容については、地元関係者及び四万十町に説明を行って合意を得ている。

【審査会意見】

- ・本地区の計画変更を認める。